

皆瀬発電所

特別管理産業廃棄物ほか処分業務委託

07-D A-N 3

仕 様 書

令和7年度

秋田県秋田発電・工業用水道事務所

目 次

第 1 章 共通事項	P 3
1 総 則	P 3
2 諸法令の遵守	P 3
3 提出書類	P 3
第 2 章 委 託	P 4
1 委託概要	P 4
2 排出場所	P 4
3 委託内容	P 4
4 その他	P 4

第 1 章 共通事項

1 総 則

- (1) この仕様書は、秋田県皆瀬発電所 特別管理産業廃棄物ほか処分業務委託
O7-D A-N3に適用する。
- (2) この仕様書は、「秋田県委託業務共通仕様書」を準用して適用する。
- (3) この仕様書に記載のない事項については、監督職員と協議の上決定する。

2 諸法令の遵守

当該委託の業務に当たり、当該委託に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行うこと。

3 提出書類

- | | | |
|------------------------|---------|-----|
| (1) 業務打合せ・協議記録簿（様式-26） | （必要のつど） | 1 部 |
| (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト） | | 1 部 |
| (3) その他必要なもの | （必要のつど） | |

第2章 委 託

1 委託概要

皆瀬発電所で発生した特別管理産業廃棄物等を処分するものである。なお、本業務委託で処分する特別管理産業廃棄物等については処分場渡しとし、収集運搬については別途実施するため、本業務委託には含まない。

2 排出場所

皆瀬発電所 湯沢市皆瀬字真坂地内

3 委託内容

(1) 引火性廃油処分	4 5 0 k g
(2) 廃油処分	5 5 0 k g
(3) 混合廃棄物処分	8 0 0 k g
※容器の処分を含む	

4 その他

(1) 処分終了後、品目ごとの実績重量に合わせて精算処理を行う。